

外務委員会 (8月2日)

～ミサイル発射問題、情報収集の主体性、北方領土返還～

ミサイル発射問題は、テポドン2号が当初公表された落下地点とは違う位置に落ちたのではないか、という報道について真相を追究。しかし、木村防衛副長官は、「分析中で、現時点でのコメントは控える」などと明言を避けました。私は、「国会、国民に正確な情報を伝えるべき」だとして、公表を求めています。

また、日本の主体的な情報収集能力を高める必要があると主張。最後に北方領土に関して、2島先行返還はとるべきでないとは主張。ロシアとの交渉状況について質しました。具体的には作業チームを日露双方で作ることになったとの報告が麻生外相からありました。

イラク特別委員会 (8月11日)

8月4日の閣議決定で、陸上自衛隊は100名の輸送業務(クウェート)を除いて、人道復興支援を終え、撤収したこと。一方、航空自衛隊がイラク国内へのクウェートからの輸送業務を行うことを含めて、基本計画の変更が認められたこと。これらを受けての質疑が行われました。特に航空自衛隊の輸送地域として北部のエルビルと南部タリル(アリ)飛行場が追加されたところ。既に実施要綱の見直しで陸上自衛隊に代わり航空自衛隊が多国籍軍司令部に入ることになったこと。つまり、イラク自衛隊派遣には異議を唱えてきた民主党も、陸上自衛隊員の多大な尽力に心から敬意を表する一方、イラク人道復興支援特措法の所期の目的を果たした現在、今回の基本計画の見直しは法律の枠を超えるものとして問題ありと考えます。

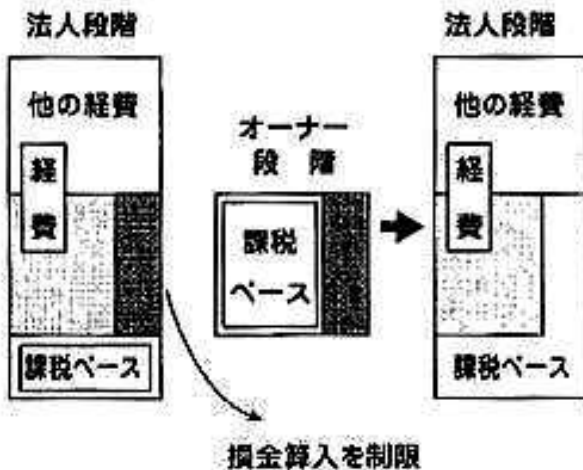
中小企業に対する差別増税

5月1日に施行された税制改正は、「役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しない。」という中小企業にとっては大変厳しい内容になりました。対象会社は、役員給与の給与所得控除額にたいして、法人税がかかることとなります。

政府答弁によると改正により増税となる法人の割合は、2～3%ということでありましたが、東京税理士会の調べによると、その割合は20～50%になります。影響を受ける法人の一社あたり平均増税額は、79万円強にのぼります。

今回の改正や定率減税の廃止といった、社会的にも政治的にも声の小さいところばかりに負担増を強いる政策は目先にとらわれたものと言えます。

損金算入制限措置



対象:

実質的な一人会社
(オーナー及びその同族関係者等が株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社)

措置の内容:

①オーナーへの役員給与について「経費の二重控除」に相当する部分(給与所得控除相当部分)の法人段階での損金算入を制限

適用除外:

- ①所得(個人事業所得相当分)が年800万円以下である場合
- ②所得(個人事業所得相当分)が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該所得に占めるオーナー給与の割合が50%以下である場合

(政府税制調査会資料より)